第四十三条の二の三　法別表第一の七十八の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）第三条の柔道整復師の免許の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

二　柔道整復師法による柔道整復師免許証又は柔道整復師免許証明書に関する事務

三　柔道整復師法第八条第一項の柔道整復師の免許の取消し又は業務の停止に関する事務

四　柔道整復師法施行規則（平成二年厚生省令第二十号）第三条第一項の柔道整復師の登録事項の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

五　柔道整復師法施行規則第四条第一項（同令第九条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第二項の柔道整復師の登録の消除の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

第四十三条の三　法別表第一の七十九の項の主務省令で定める事務は、預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第五十五条の二第一項の預金等に係る債権の額の把握（同法第三十七条第二項の規定により提出された資料による場合を含む。）に関する事務とする。

第四十三条の四　法別表第一の八十の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　視能訓練士法（昭和四十六年法律第六十四号）第三条の視能訓練士の免許の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

二　視能訓練士法による視能訓練士免許証に関する事務

三　視能訓練士法第八条第一項の視能訓練士の免許の取消し又は名称の使用の停止に関する事務

四　視能訓練士法施行令（昭和四十六年政令第二百四十六号）第三条第一項の視能訓練士の登録事項の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

五　視能訓練士法施行令第四条の視能訓練士の登録の消除の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

第四十四条　法別表第一の八十一の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～七　略］

第四十四条の二　法別表第一の八十二の項の主務省令で定める事務は、農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第五十七条の二第一項の貯金等に係る債権の額の把握（同法第三十七条第二項の規定により提出された資料による場合を含む。）に関する事務とする。

第四十五条　法別表第一の八十三の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～六　略］

第四十六条　法別表第一の八十五の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～八　略］

第四十六条の二　法別表第一の八十六の項の主務省令で定める事務は、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の実施者である政府が支給するものとされた年金である保険給付又は脱退手当金の支給及び当該保険給付又は脱退手当金の受給権者に関する事務とする。

［新設］

第四十三条の三　法別表第一の五十五の二の項の主務省令で定める事務は、預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第五十五条の二第一項の預金等に係る債権の額の把握（同法第三十七条第二項の規定により提出された資料による場合を含む。）に関する事務とする。

［新設］

第四十四条　法別表第一の五十六の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～七　同上］

第四十四条の二　法別表第一の五十六の二の項の主務省令で定める事務は、農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第五十七条の二第一項の貯金等に係る債権の額の把握（同法第三十七条第二項の規定により提出された資料による場合を含む。）に関する事務とする。

第四十五条　法別表第一の五十七の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～六　同上］

第四十六条　法別表第一の五十九の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～八　同上］

第四十六条の二　法別表第一の六十の項の主務省令で定める事務は、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の実施者である政府が支給するものとされた年金である保険給付又は脱退手当金の支給及び当該保険給付又は脱退手当金の受給権者に関する事務とする。